

## 令和7年度大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業（連携捕獲）特記仕様書

本事業は、国有林野における有害鳥獣捕獲事業の実施に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、本仕様書に基づき実施すること。

### 1 事業名

令和7年度大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業（連携捕獲）

### 2 事業の目的

大台ヶ原・大杉谷地域は、吉野熊野国立公園及び国指定大台山系鳥獣保護区に指定され、近畿地方では希少な亜高山帯性針葉樹林や冷温帯性広葉樹林がまとまって分布する地域である。

近年、ニホンジカ（以下「シカ」という。）の急激な増加に伴う森林植生への食害等によって、森林の荒廃や生物多様性の衰退などが顕著になってきており、シカの生息密度を減らすことが喫緊の課題となっている。

シカの生息密度を減らし被害を軽減させるためには、シカの行動域が複数の行政機関所管地にまたがっていることを考慮し、関係機関が連携して「個体数調整をはじめとした総合的なシカ対策」を実施していくことが重要であることから、環境省近畿地方環境事務所（以下「近畿地方環境事務所」という。）、三重森林管理署と奈良県上北山村が連携した捕獲を実施するとともに、将来に渡って当該地域の適切な管理をしていくこととした、「大台ヶ原・大杉谷地域における連携したニホンジカ対策に関する協定書」を平成29年6月に3者で締結した。

本業務では、協定書に基づき隣接民有林で近畿地方環境事務所において実施されるニホンジカ捕獲事業と連携して国有林内でのシカ捕獲を実施することにより、国有林を含めた大台ヶ原・大杉谷地域全体で森林への被害を低減させるとともに、同地域における効果的かつ効率的な捕獲方法等について検証することを目的とする。

### 3 捕獲対象種

ニホンジカ

### 4 事業場所

三重県多気郡大台町 大杉谷国有林 558 は林小班、559 ろ林小班、  
560 は、に、る林小班、561 ほ林小班

別紙1「令和7年度大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業（連携捕獲）位置図」の  
とおり

別紙2「令和7年度大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業（連携捕獲）事業区域図」  
のとお

### 5 事業期間

契約締結日の翌日～令和7年11月14日

## 6 事業の実行体制

本事業の安全管理体制を確保するため、事業管理責任者1名を選任し、当署事業を実施する時は、当署事業又は近畿地方環境事務所事業に捕獲従事者を1名以上配置し、2名以上の体制で実施すること。

### (1) 事業管理責任者

事業管理責任者は、本事業を適切に実施するため、安全管理体制の確保、捕獲従事者及び作業従事者への研修等を実施する責任者であり、事業全体を統括、監督する権限を有する者を指し、下記の要件を満たしていること。

- ① 捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。
- ② 環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を本事業実施前の3年以内に修了した者、または同等の講習を本事業実施前の3年以内に修了した者であること。
- ③ 救急救命講習を本事業実施前の3年以内に受講していること。

### (2) 捕獲従事者等

捕獲従事者等は、鳥獣の捕獲等に従事する者を指し、配置予定の下記の要件を満たしていること。

- ① 捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。又は、環境省から有害鳥獣捕獲の鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可書を受けていること。
- ② 環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を本事業実施前の3年以内に修了した者、または同等の講習を本事業実施前の3年以内に修了した者であること。
- ③ 救急救命講習を本事業実施前の3年以内に受講していること。

### (3) 作業従事者

作業従事者は、車両の運転、記録、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の運搬等、鳥獣の捕獲等に付随する補助作業及び事務作業に従事する者。

### (4) 提出書類

事業に係る従事者は、委託契約書第2条に定める事業計画書と併せ上記が確認できる免許証等の写しを提出すること。

## 7 損害賠償保険及び従事者傷害保険への加入

### (1) 本事業に従事する者は損害賠償保険及び従事者傷害保険へ加入していること。

#### ① 損害賠償保険

銃による捕獲の場合は1億円以上、わなによる捕獲の場合は3千万円以上とする。

#### ② 従事者傷害保険

死亡保険金1千万円以上とする。

### (2) 提出書類

捕獲従事者及び作業従事者（直接雇用従事者及び再委託従事者）は、委託契約書第2条に定める事業計画書と併せ上記が確認できる保険証等の写しを提出すること。

## 8 事業内容

### (1) シカの捕獲

#### ① 捕獲実施期間

捕獲は、令和7年5月15日以降開始し、事業期間内に行うこと。ただし、事前誘引

は捕獲開始の7日以上前から行い、誘引状況等によりわなの設置場所、捕獲開始日を決定すること。

また、捕獲に当たっては、近畿地方環境事務所発注事業と調整し実施すること。

## ② 捕獲

### ア 捕獲方法

(ア) くくりわなによる誘引捕獲により実施し、わな稼働日は60日以上とする。

(イ) わな設置基数は、20基以上設置すること。なお、捕獲効率を高めるために受託者により設置基数を増加することは妨げない。

わな設置場所は、GPSデータを記録し図面に落とし報告すること。

(ウ) くくりわなには捕獲通報装置を設置し実施すること。なお、捕獲通報装置が故障等により使用できない地点がある場合は、毎日見回りを行うこと。

捕獲通報装置の親機等は近畿地方環境事務所業務のものを使用すること。

### イ 見回り・給餌

見回り・給餌は4日に1回以上行うこと。また、合わせて、捕獲通報装置等の確認、メンテナンスを行うこと。なお、捕獲の通知があった場合は速やかに捕獲に従事し、止刺し、埋設等の処理を行うこと。

### ウ 誘引及び給餌

誘引及び給餌は、シカ以外の大型哺乳動物を誘引しにくい草食動物用成形乾草餌等（ヘイキューブ等、（以下「餌」という。））を受託者で準備し、わな及びわな周辺に適量（1回 1kgを目安。）を給餌すること。

給餌に当たっては、餌がわなの上に転がると作動不良の原因になるため、餌が転がり落ちない程度の大きさである3cm角の大きさを目安に分割することとし、塊のまま給餌を行わないこと。また、給餌は新鮮な餌とし、給餌時に回収して再給餌すること。

### エ 捕獲目標頭数

捕獲目標頭数は20頭とする。

なお、捕獲目標頭数はあくまで目標であり、目標達成後もできる限り多く捕獲すること。

### オ 注意事項等

カモシカが錯誤捕獲された場合でもダメージが最小限となるよう、ワイヤーと足が接する箇所には、ワイヤーに合成樹脂製等の柔軟性が高いもので覆うなどして必要な措置をとること。

くくりわなを設置する箇所にササ等が生育している場所では、わなの周りを広めに刈り払い、刈り払ったササ等がくくり輪に巻き込むことがないようにして、空はじきを起こす原因、要素を取り除くこと。

くくりわなは、ツキノワグマ（以下「クマ」という。）の錯誤捕獲を防止するため、獣道から2m以上離して設置すること。

くくりわなの設置場所は、急傾斜地を避けること。

くくりわなの根付けはしっかりした立木等に行うこと。

## ③ 捕獲個体の搬出および埋設処分

### ア 林内運搬

近畿地方環境事務所事業と調整し搬出ルート（捕獲地周辺から大台ヶ原ビジターセ

ンター（以下「VC」という。）まで）を選定し、近畿地方環境事務所発注事業で使用する不整地運搬車等を用いて搬出すること。不整地運搬車に必要な燃料、消耗品類（オイル、ブレーキレバーワイヤー、チョークワイヤー等）の交換費用、その他本事業期間中の維持にかかる費用については受託者の負担とする。

不整地運搬車で歩道を走行する際は、公園利用者の安全を確保し、通行の妨げとにならないよう注意すること。

搬出ルートについては、近接した立木に統一テープを巻くなどして現地に明示すること。また、不整地運搬車の通行上支障となる枯損木がある場合は、通行できる幅だけ倒木を切断するなどして、搬出ルートを確保すること。

なお、搬出ルート設定、通行上支障となる枯損木処理等については、事前に近畿地方環境事務所発注事業担当官と協議し承諾を得ること。

#### イ 捕獲個体の埋設（残渣処理）

捕獲個体の埋設は、VCからは車両により三重森林管理署の監督職員が指定する大型排水管を使用した埋設地（奈良県吉野郡上北山村）において運搬し埋設する。埋設方法については、埋設地に設置している大型排水管を利用した残渣処理管（以下「大型排水管」という。）により行うこととし、近畿地方環境事務所発注事業と調整し捕獲個体を埋設すること。

また、埋設地（大型排水管）の管理として上北山村と連絡調整し、埋設にかかる周辺住民等への理解の醸成や安全確保を図ること。

##### （ア）埋設地（大型排水管）の使用

連携捕獲の関係機関以外の立入禁止措置及び転落防止措置等の安全対策を講ずるとともに、その他安全に留意して埋設地の管理を適切に行うこと。

##### （イ）捕獲個体の埋設

捕獲個体の埋設にあたり、「発酵促進剤（ぼかし等）」を1頭あたり1kg目安に散布すること。また、臭気の飛散を抑制するため、必要な措置を講ずること。

（ウ）クマが寄りつかないように、大型排水管の周囲を電気柵で囲うこと。電気柵が機能していることを、検電器を使用し捕獲個体を埋設する度に確認すること。

（エ）埋設地（大型排水管）で近畿地方環境事務所事業による自動撮影カメラにより大型排水管のモニタリングを行いクマが撮影された場合は、監督職員及び連携捕獲の関係機関へ連絡すること。また、クマの撮影またはクマの出没に伴い大型排水管の使用に支障及び危険の恐れがある場合は、監督職員及び連携捕獲の関係機関と協議を行うこと。

#### ④ 連携捕獲地での自動撮影カメラ（通信機能付き）によるモニタリング

捕獲期間は、クマ、カモシカが過去に撮影されたポイント（別紙3 自動撮影カメラによるモニタリングポイント）に自動撮影カメラを広域で確認できるよう設置してモニタリングを行うこと。なお、必要に応じてワナ設置地点にも設置すること。

自動撮影カメラの通信には、SIMカード契約が必要となるので、受託者の負担において捕獲期間内の通信契約を行うこと。

自動撮影カメラ（通信機能付き）の見回りは1週間に1回以上行うこととする。なお、見回りは捕獲従事者が実施すること。

クマの撮影、シカ捕獲個体の捕食が疑われる状況を発見した場合は、直ちにその場を離れ監督職員等に連絡するとともに、その他必要な措置を講ずること。

#### ⑤ 捕獲対象種以外の種の錯誤捕獲

捕獲実施箇所は、ツキノワグマ、ニホンカモシカ等が生息している地域であるため、錯誤捕獲及び放獣に伴う事故の発生を未然に防止するよう万全の体制で実施すること。

錯誤捕獲によりクマ、カモシカ等の捕獲対象種以外の鳥獣が捕獲された場合には、監督職員及び連携捕獲の関係機関へ速やかに連絡し適切に対応すること。

ア クマ

クマの錯誤捕獲は、近畿地方環境事務所発出の「大台ヶ原くくりワナ設置に関する対策マニュアル 令和4年3月改定」を参考に放獣を基本に対応すること。

また、クマの錯誤捕獲による放獣について、連携捕獲関係機関と連絡・調整を行い登山者の誘導、放獣作業者の安全確保の体制を確認し対応すること。

この場合に生じる費用については変更契約の対象とする。

イ ニホンカモシカ

ニホンカモシカは、特別天然記念物であるため文化財保護行政機関に対して事前に対応を確認のうえ、適切に対応すること。

⑥ その他

事業完了後は、貸与物品及び購入物品等は発注者に引き渡すこと。ただし、受注者の責に帰すべき事由により損傷した場合は、損傷前の原状に復し引き渡すこと。

(2) 記録

① 業務日報

誘引開始日から捕獲完了日まで捕獲等に従事した日は、業務日報（作成例）に基づき取りまとめ、翌月初めに監督職員に報告すること。

また、事前誘引、見回り・給餌、捕獲に従事した日は、業務日ごとに従事者の写真を撮影すること。

② 捕獲したシカに関する記録、確認等

捕獲したシカは、以下のア、イの内容について記録し、業務日報とともに翌月初めに提出すること。

ア 捕獲方法別捕獲頭数

全体に通し番号を付けた上で、捕獲年月日、わなの設置方法（小林式等）、わなの形式、わな番号（報告書と一致させる）、鳥獣名（雌雄区分）、齢（成獣・亜成獣・幼獣の別）殺処分の状況、捕獲後の処理（埋設等）、個体番号を記載したものとする。

イ 捕獲個体の写真

事業名、捕獲者、捕獲日時、捕獲場所を明記した看板を添え、交付金等申請防止のため、交付金等の証拠となる部位に黄色等のスプレーで山-捕獲日-個体番号（例：山-9/30-1 を塗布）を撮影すること。

ウ 捕獲個体の証拠物及びその写真

共通仕様書の2.4.2（3）に基づき捕獲個体の証拠物として、捕獲個体の「尾」を切り取り冷凍保存したものを監督職員に提出すること。ただし、捕獲時に「尾」が欠落している場合は、欠落していることが証明できる写真を撮影の上、「尾」以外の部位（両耳等）で可とする。

また、捕獲個体の証拠物の数がわかるように撮影して、証拠物とともに監督職員に提出すること。

(3) 分析等

① くくりわなにかかる検証・分析

わなの捕獲効率、空はじき、採食率等について検証、分析をすること。

② 効率的な捕獲方法の提言

事業実行中に改善・改良した事項等を検証し、わなを用いた効率的な捕獲方法、捕獲時期等について取りまとめること。

③ 埋設地（大型排水管）

埋設地の状況を自動撮影カメラで記録したデータにより、クマが撮影された場合は、その対策、検証結果等を取りまとめること。

## 9 安全対策

### (1) 事前に実施する対策

#### 入林制限等の明示

入林制限が必要な場合、監督職員と協議のうえ、入り込み者が予想される歩道等の目立つ箇所に立入り制限看板を設置し注意喚起を行い、安全対策を徹底すること。

また、立入り制限看板には、制限区域、期間、目的を明示し不慮の事故等を防止すること。

### (2) 捕獲作業実行中に実施する対策

#### ① わな設置箇所

わな設置箇所に注意喚起表示等を設置すること。また、わな設置箇所に近づく場合は、クマ等がないか安全確認を行い作業にあたること。

#### ② 埋設地（大型排水管）

埋設地に近づく場合は、クマ等がないか安全確認を行い作業にあたること。その他必要と認められる安全対策を講じること。

#### ③ 連絡体制図の携行

作業従事者等は連絡体制図を携行し、緊急時での対応を熟知して対応できるようにすること。

#### ④ 捕獲従事者に必要な事項

捕獲従事者が明確にわかるように近畿地方環境事務所から交付された腕章を着用するとともに従事者証を携行すること。

#### ⑤ その他

その他業務内容により必要な安全対策を講ずること。

## 10 成果品等の納入

業務日報、捕獲地点のGPSデータなど。

検証、分析等を取りまとめた報告書。

### (1) 納入数

① 報告書 2部（A4判（一部A3判可）、写真、図面等カラーあり）。

② 電子媒体（DVD-R等） 2部（報告書、整理したデータ等を含む）。

### (2) 電子媒体の仕様

① Microsoft Word(2010形式以下)

② Microsoft Excel(2010形式以下)

③ PDFファイル（Acrobat10以下）

④ 画像ファイル（JPEG形式又はGIF形式）

⑤ 電子媒体については、事業名称等を格納ケース及び格納電子媒体本体に必ず付記すること。

## 11 その他(留意事項)

### (1) 一般的事項

① 受託者は、監督職員と連絡・調整を密に行い、指示に従うこと。

② 当事業により捕獲した個体を用いて、国、県等が交付する捕獲交付金を受領してはならない。

- ③ 本業務の実施に当たって関係法令等に基づく申請が必要な場合には、受託者がその必要な手続き、負担と責任において行うこと。
- ④ 受託者は、発注者の許可を得ることなく、本業務の実施により得られたデータや報告書等を公開あるいは他の業務に利用してはならない。
- ⑤ 発注者がこれまで実施した生息状況調査やシカ捕獲等事業の報告書、資料等について提供することから参考とし実施すること。

(2) 各種調整

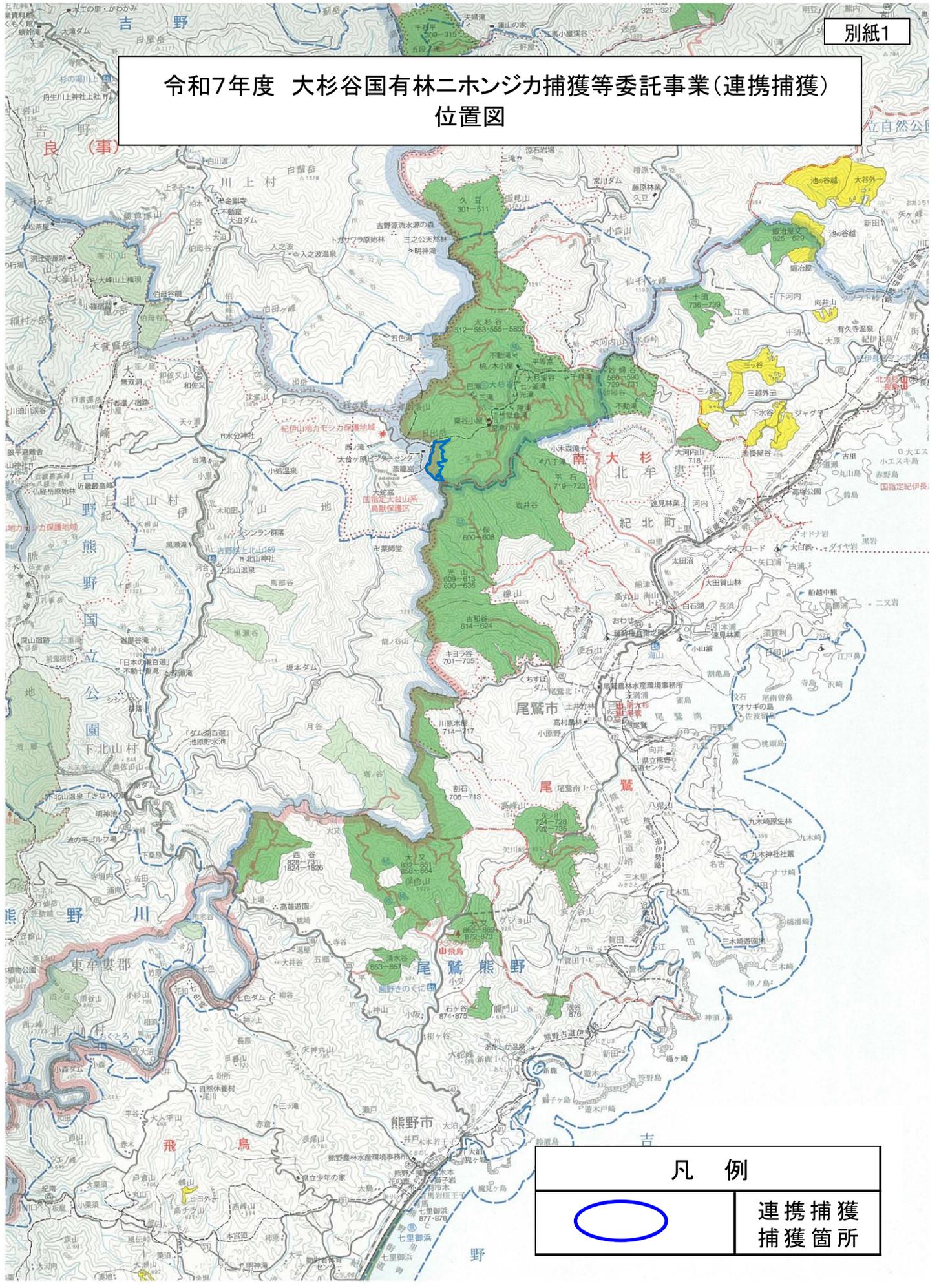
- ① 受託者は、本業務の実施に当たっては、鳥獣捕獲許可申請等の関係法令等に基づく申請を行うこと。また、クマの錯誤捕獲に伴う、許可申請も併せて行うこと。  
なお、必要に応じ発注者と調整が必要な場合は協議すること。
- ② 受託者は、当該事業地に隣接する箇所で実施している近畿地方環境事務所発注事業及び近畿地方環境事務所、上北山村と連絡調整のうえ事業を実施すること。

(3) 必要資材量

① くくりわな	20基	(貸与品20基あり (大物罟OM30改良型/Sサイズ/ステンレス入り/幅100mm) ただし、ワイヤー等の消耗品は必要に応じて受託者で更新し使用すること。)
② 自動撮影カメラ (通信機能付き)	3台	(受託者で3台、近畿地方環境事務所使用と同等のハイクカム自動撮影カメラ (通信機能付き) カメラ防水キャップ付きを準備すること。SDカード (32GB) 3枚、単三電池 (36本) 等の消耗品は受託者で準備すること。)
③ 捕獲通報装置	20基	(貸与品20基あり。ただし、電池等の消耗品は受託者で準備すること。)
④ 餌 (ヘイキューブ)	一式	(必要量を受託者で準備すること。)
⑤ クマ用電気柵	一式	(貸与品一式あり。不足品は受託者で準備すること。)
⑥ 発酵促進剤 (ぼかし等)	一式	(必要数量として、埋設地に設置している大型排水管へ埋設1頭当たり1kgを目安に受託者で準備すること。)

購入した物品は、事業終了後は発注者に引き渡しすること。  
ただし、消耗品はその限りではない。

# 令和7年度 大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業(連携捕獲) 位置図

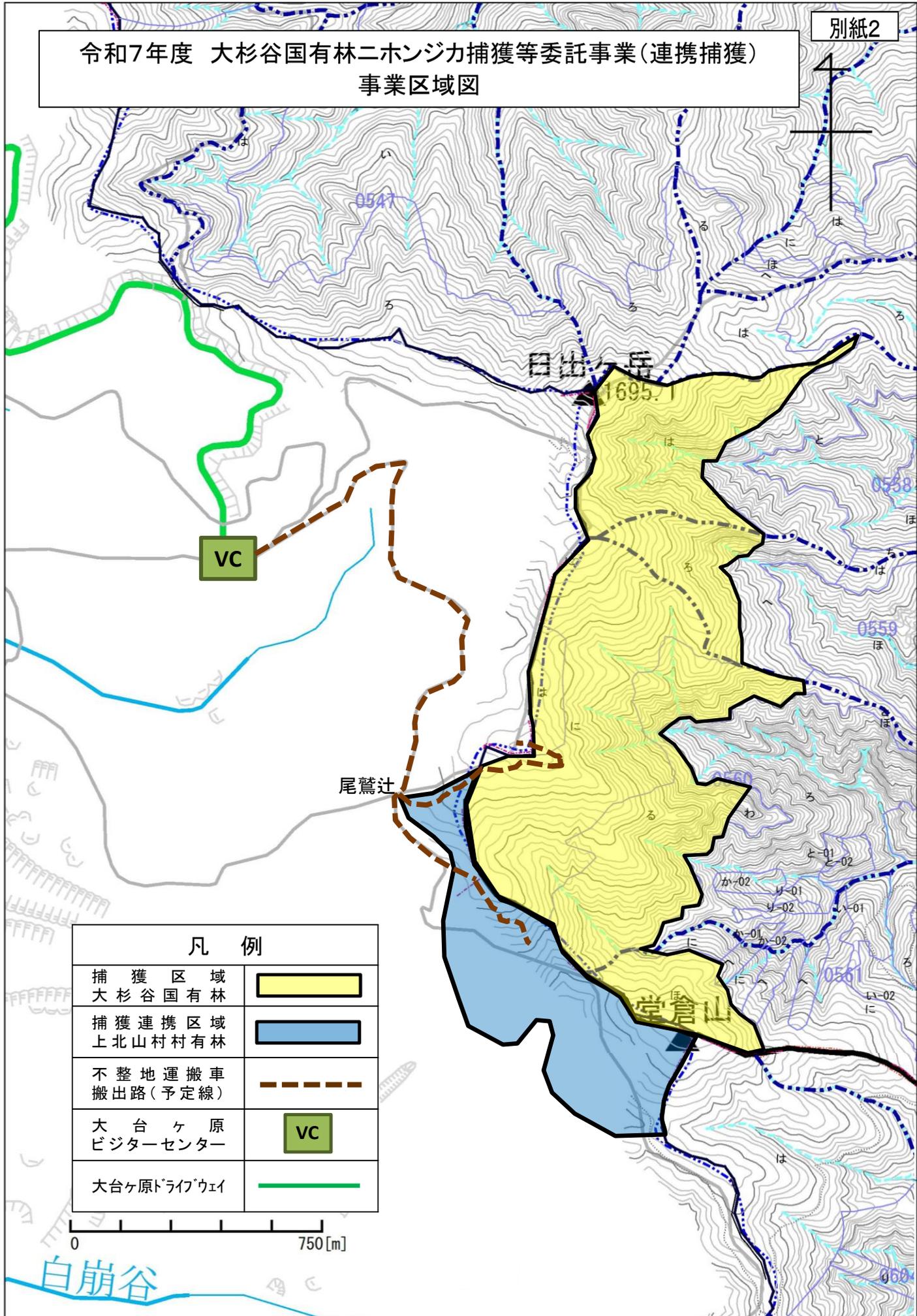


## 凡例



連携捕獲  
捕獲箇所

令和7年度 大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業(連携捕獲)  
事業区域図

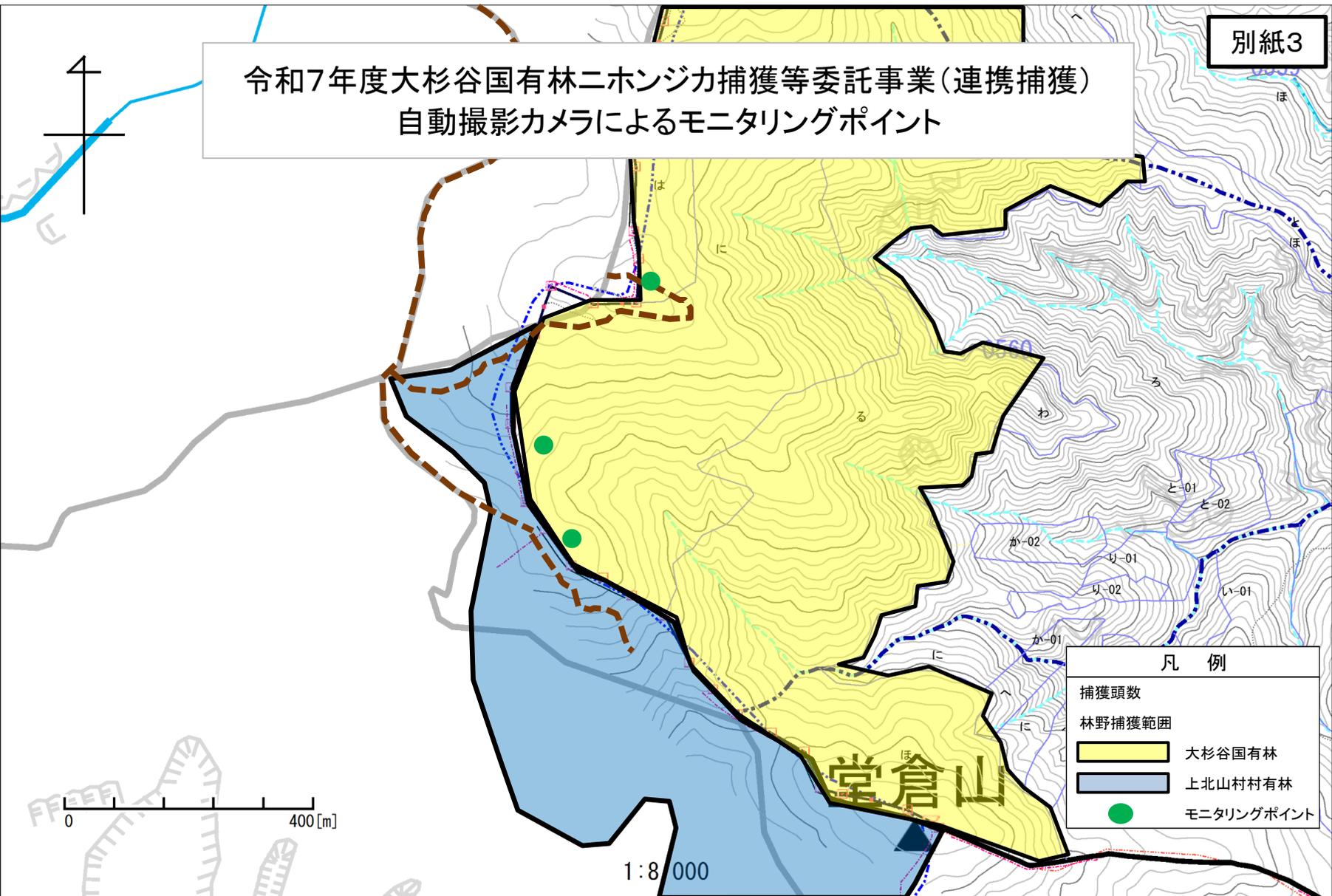


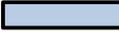
凡 例	
捕獲区域 大杉谷国有林	
捕獲連携区域 上北山村村有林	
不整地運搬車 搬出路(予定線)	
大台ヶ原 ビジターセンター	
大台ヶ原ドライブウェイ	

0 750[m]

白崩谷

令和7年度大杉谷国有林ニホンジカ捕獲等委託事業(連携捕獲)  
自動撮影カメラによるモニタリングポイント



凡 例	
捕獲頭数	
林野捕獲範囲	
	大杉谷国有林
	上北山村村有林
	モニタリングポイント

(別添様式)

### 業務日報 (作成例)

<b>1 実施場所</b> 国有林 林班 小班		<b>2 実施日</b> 令和 年 月 日		<b>3 天気</b>
		<b>4 記載者 (従事者) 氏名</b>		
<b>5 従事した業務 (従事した全ての業務にチェック)</b> <input type="checkbox"/> 見廻り <input type="checkbox"/> 給餌 <input type="checkbox"/> わな設置 <input type="checkbox"/> 止め刺し <input type="checkbox"/> 埋設 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
見廻り	<b>6 採食されていたわな (わな番号)</b>			
	<b>7 捕獲されていたわな (わな番号)</b>			
	<b>8 異状のあったわな (わな番号)</b>			
	<b>9 特記事項</b>			
給餌	<b>10 給餌した箇所数及び量</b>		( ) わな箇所 ( ) Kg	
	<b>11 特記事項</b>			
わな設置	<b>12 設置したわなの種類及び数</b> <input type="checkbox"/> くりわな ( ) 箇所 <input type="checkbox"/> 首用くりわな ( ) 箇所 <input type="checkbox"/> 箱わな ( ) 箇所 <input type="checkbox"/> 囲いわな ( ) 箇所			
	<b>13 特記事項</b>			
止め刺し	<b>14 シカ捕獲のあったわな (わな番号) ※多い場合は日報を複数枚使用</b> ( ) ( ) ( ) ( )			
	<b>15 捕獲個体</b>			
	成獣 <input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス 成獣 <input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス 成獣 <input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス 成獣 <input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス 幼獣 <input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス 幼獣 <input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス 幼獣 <input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス 幼獣 <input type="checkbox"/> オス <input type="checkbox"/> メス			
	<b>16 特記事項</b>			
埋設	<b>17 捕獲個体の処理方法</b> <input type="checkbox"/> 埋設 ( ) 体 <input type="checkbox"/> 自家消費 ( ) 体 <input type="checkbox"/> ジビエ利用 ( ) 体			
	<b>18 特記事項</b>			
その他	<b>19 監督職員との打合せ・その他特記事項</b>			

状況写真  
(日付入り)  
欄外に記載でも可

.....  
.....  
.....  
.....  
.....

状況写真  
(日付入り)  
欄外に記載でも可

.....  
.....  
.....  
.....  
.....

状況写真  
(日付入り)  
欄外に記載でも可

.....  
.....  
.....  
.....  
.....